

第6期嬉野市農業委員会
第5回定例総会議事録

令和3年12月2日

嬉野市農業委員会

第6期嬉野市農業委員会 第5回定例総会議決一覧

| 議案番号 | 整理番号 | 件名 | 議決日 | 議決結果 |
|-------|-------|-----------------------|---------|------|
| 報告第1号 | | 農地等形状変更届出について | | |
| | 1 | 大草野大平 田・畑の嵩上げ | R3.12.2 | 報告 |
| 報告第2号 | | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 | | |
| | 1 | 大草野大平 作業用通路 | R3.12.2 | 報告 |
| 議案第1号 | | 農用地利用集積計画の解約について | | |
| | 1 | 下野二本松 外27筆 | R3.12.2 | 承認 |
| 議案第2号 | | 農用地利用集積計画の決定について | | |
| | | 利用権設定(中間管理機構) | | |
| | 市1 | 五町田一本谷外7筆 賃借権 | R3.12.2 | 承認 |
| | 塩1~29 | 五町田今川 外40筆 賃借権・使用貸借権 | R3.12.2 | 承認 |
| | 嬉1~5 | 下野二本松 外17筆 賃借権・使用貸借権 | R3.12.2 | 承認 |
| 議案第3号 | | 農地法第3条の規定による申請の許可について | | |
| | 1 | 吉田岩倍 売買 | R3.12.2 | 許可 |
| | 2 | 岩屋川内鏡山 外2筆 売買 | R3.12.2 | 許可 |
| | 3 | 久間黒木 外5筆 売買 | R3.12.2 | 許可 |
| | 4 | 吉田穴ヶ坂 売買 | R3.12.2 | 許可 |
| | 5 | 大草野北中原 外5筆 売買 | R3.12.2 | 許可 |
| 議案第4号 | | 農地法第4条の規定による申請の承認について | | |
| | 1 | 下野二本松 外2筆 植林 | R3.12.2 | 許可 |
| | 2 | 吉田上峯 駐車場 | R3.12.2 | 許可 |
| 議案第5号 | | 農地法第5条の規定による申請の承認について | | |
| | 1 | 久間道徳 太陽光発電設備設置 | R3.12.2 | 許可 |
| | 2 | 五町田辺田 資材置場 | R3.12.2 | 許可 |
| | 3 | 馬場下丸尾平 外1筆 駐車場及び宅地拡張 | R3.12.2 | 許可 |

| | | | | |
|-------|---|--------------|---------|-----|
| | 4 | 下宿轟原 店舗敷地 | R3.12.2 | 許 可 |
| 議案第6号 | | 非農地証明願について | | |
| | 1 | 久間平ヶ倉 外5筆 原野 | R3.12.2 | 決 定 |
| | 2 | 下宿五本松 駐車場 | R3.12.2 | 許 可 |
| | 3 | 下宿三本松 駐車場 | R3.12.2 | 許 可 |
| | 4 | 下宿鷹ノ巣 駐車場 | R3.12.2 | 許 可 |
| | | | | |

第6期嬉野市農業委員会 第5回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3年12月 2日
- 2 招集場所 嬉野市中央公民館 2階 視聴覚室
- 3 開会日時 開会 12月2日 午後1時30分 議長 石橋 勇市
及び宣告 閉会 12月2日 午後3時36分 議長 石橋 勇市
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

| 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 | 議席 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|----|-------|----|--------|----|-------|----|-------|
| 会長 | 石橋 勇市 | ○ | 議長 | 7 | 宮崎 政則 | ○ | |
| 1 | 松元 正行 | ○ | 議事録署名 | 8 | 梶原 文雄 | ○ | |
| 2 | 西田 昭義 | ○ | | 9 | 永尾 文治 | ○ | |
| 3 | 山口智佐代 | ○ | | 10 | 團 達美 | ○ | |
| 4 | 峰 正己 | ○ | 事前審査班長 | 11 | 坂本 健二 | ○ | 議事録署名 |
| 5 | 中島文二郎 | ○ | 憲章朗読 | 12 | | | |
| 6 | 前田 安一 | ○ | | | | | |

(事務局)

| 氏名 | 出欠 | 備考 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|-------|----|----|--------|----|----------|
| 井上 章 | ○ | 局長 | 三根 拓己 | × | 主査 |
| 永田 良子 | ○ | 主査 | 百武 万亀子 | ○ | 会計年度任用職員 |

農業委員会以外の出席者：農業政策課 副課長 小原 和子

議 長

つぎに、別添の表 2 ページから 4 ページ、利用権設定塩田町の分です。
皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号 1 番から 29 番までについて、一括審議したい
と思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号 1 番から
29 までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 2 ページから 4 ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号 1 番から 29 番までについて です。

貸し手人は 辺田の ○○ ○○ 様、外 24 名様、

借り手人は 辺田の ○○ ○○ 様、外 18 名様です。

所在地は、大字五町田 今川 ○○○○番 外 40 筆、

地目はすべて田で、面積は合計で 4 6, 7 9 3 m²です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は 1 年から 1 0 年で、新規及び再設定
です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に定められる各
要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、塩田町の分整理番号 1 番から 29 番までについて、質疑を行ないま
す。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号 1 番から 29 番ま
でについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について塩田町の分
整理番号 1 番から 29 番までについては、原案のとおり承認することに決定しま
した。

議 長

次に、別添の表 5 ページ、利用権設定について嬉野町の分です。

お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号 1 番から 5 番までについて、一
括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号 1 番から 5
番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表 5 ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号 1 番から 5 番についてです。

については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
整理番号2番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 下不動の ○○ ○○ 様
譲受人は 湯野田の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字岩屋川内 鏡山 ○○○○番 外2筆 地目は3筆とも畑、
面積は合計で1, 856.11㎡
譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大のためです。
売買価格は、反当たり80, 814円、全体で150, 000円です。
図面は14ページと15ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 冬野の ○○ ○○ 様
譲受人は 冬野の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字久間 黒木 ○○○○番 外5筆、 地目はすべて畑、
面積は合計で2, 061㎡
譲渡理由は労力不足、譲受理由は経営規模拡大のためです。
売買価格は、反当たり48, 520円、全体で100, 000円です。
図面は16ページと17ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。
議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号3番

については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
整理番号4番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 東吉田の ○○ ○○ 様
譲受人は 東吉田の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字吉田 ^{あながさか} 穴ヶ坂 ○○○○番、 地目は畑、
面積は84㎡

譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大のためです。
売買価格は、反当たり100,000円、全体で8,400円です。
図面は18ページと19ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号4番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号4番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

事務局

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
議案書11ページ、整理番号5番、売買による所有権の移転です。
譲渡人は 千葉県松戸市の ○○ ○○ 様
譲受人は 大草野辺田の ○○ ○○ 様、

所在地は、大字大草野 ^{きたなかぼる} 北中原 ○○○○番 外5筆、 地目はすべて田、
面積は合計で5,974㎡

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大のためです。
売買価格は、反当たり50,218円、全体で300,000円です。
図面は20ページと21ページをご覧ください。以上です。

議 長

それでは、整理番号5番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

譲渡人ですけれども松戸市となっておりますけれども、農業廃止ということですが、最近松戸市に行かれたのか、農地自体は現状はどうなっていたのか、元々の家がここなんです。それで、東京で警察官やったとですよ。東京で就職して、定年退職してこっちに来て農業をしておられました。そしてやっぱし

西田委員

譲受人は 武雄市の ○○ ○○ 様、
所在地は、大字久間 道德 ○○○○番、地目は田、面積は1, 565㎡です。
農地区分は第2種農地、用途目的は太陽光発電設備設置です。

事由は、申請地は現在耕作放棄地である。高齢で後継者不足等により、今後の維持管理が困難であることから、土地の有効活用のため太陽光発電設備として転用したいということです。

東は農道、西は田、南は道路、北は田 です。

売買価格は、反当たり638, 978円、
全体で1, 000, 000円です。

図面は28ページと29ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長
地域担当

梶原委員、地域担当委員としての説明、意見を申し上げます。
写真を見てもらったらわかりますように、右手の方に電柱があります。左手の方の下3枚が太陽光がはまる土地です。現状のまま使用されます。手前の方が○○○さんの土地なんですけど、そこに登ってくるために今の電柱の当たりから3mほど上に上がってくる農地として使う相談です。高齢であるため、今後耕作は上の方もしないということです。シルバーさんに頼んでから、草刈等はお願いするそうです。よろしく願いいたします。

議 長
班 長

続いて、事前審査の結果について、峰委員、班長として報告を申し上げます。
梶原委員が言われた通りなんですけど、この件でですね、田んぼの端に上の田んぼに行ける道をつけてくれと言う話だったそうですね、トラクターを入れることのあるけんが、そこんたいが行政書士のかたにきちんとしていただくようお願いしたところでありました。そこができれば問題ないと思います。

議 長
委 員

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
今の農道は、上の人のために作ってくるっと。

地域担当・班長

上にいくために作ります。

委 員

電柱のところからこっちを作ります。
電柱が立ってる前までです。
電柱から上はその人の土地じゃないわけ
その人の土地です。自分の土地なんです。
そうすれば、今の5条ですので当然名義が変わですたいね。○○さんにですね
こういった場合は、一応○○さんの土地になるとでしょ。

事務局
委 員

土地は、○○さんままです。
そうすれば、この場合分割かなんかせんばとじゃなかと。○○○○さんの名義
で残すためには。

事務局
議 長

字図を見ていただくと道を残すために分筆してあります
中島委員がいいよっとは、この土地の分筆をせんでよかとかていいよっとやろ

委員　　そういうことです。
議長　　取付道路として残すためには。
事務局　取付道路ではない。
議長　　名義はかわっても、便宜を図ってやるて言うこと
事務局　名義は変わらないです。
議長　　名義は変わらんと
事務局　〇〇さんのままです。この変な形で残る分。1枚の田んぼを分筆してあるとで
す。
委員　　分筆してあるとなら話は分かる。

議長　　他にありませんか。
委員　　[「無し。」と呼ぶ者あり。]
議長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり
許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長　　異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番
については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議長　　次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局　整理番号2番です。
譲渡人は 美野辺田の 〇〇 〇〇 様、
譲受人は 武雄市の 〇〇 〇〇 様です。

所在地は、大字五町田 ^{へた} 辺田 〇〇〇〇番、地目は畑、面積は310㎡です。
農地区分は第2種農地、用途目的は資材置場です。
事由は、便利屋業を営んでおり、草刈り・剪定・木材・板木・不要になった廃
材等を多量に扱い、作業や保管場所として利用するため資材置場として転用し
たい ということです。
東は里道、西・南は河川、北は農道 です。
売買価格は、反当たり322,581円、
全体で100,000円です。
図面は30ページから31ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議長　　前田 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
地域担当　ここは美野辺田の一番奥です。便利屋さんと言うことですね、そこで剪定し
たい、雑草とか何とかをもってきんしゃって燃やしんしゃれんろうかなと思って、
以前燃やしよんしゃよと言うことでクレームがかかっております。それで、燃や

したらいかんですよと言う誓約書も付けておりますので、今も廃材等を置いてありますけれど、片づけてぴしゃっしてもらわんといかんですねと伝えております。審議よろしく願いいたします。

議 長

峰委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

前田委員から説明があった通りですね、便利屋さんと言うことですね、一応誓約書がありますので、何かあったら〇〇さんが区長さんやっけん
ま、そういうことですので、問題がないということではないやろうばってん、今の時点では、許可出す外はなかねと思いました。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

資材置き場やっけん 剪定くずは資材になっとね

事 務 局

剪定くず等も入っての資材置き場です。まとめて、燃やさないことになったので、処分してもらうことになりました。

委 員

寄せてから、また片づけてもらわんぎいかんたいね。

事 務 局

燃やないでくださいねの確約書は取れています。

委 員

一時置き場たいね

委 員

〇〇さんは、譲り受けやろ

事務局

〇〇さんが譲り受けです

委 員

燃やすぎどうなると

事務局

燃やしたらだめです。

委 員

燃やしたら何かしよちのあっとかな

委 員

消防署に言うぎ燃やさるって言う考えやったとですよ。消防署はね燃やしてはよかという許可は出しませんと言うことで、ただ河川とか燃やすときに火事と間違わんごと許可を取ってくださいと言うことだけで、燃やしてよかよて言う許可ではありませんからて言うことです。

委 員

法律の取り方たいね。そいけん、消防署は燃やすぎ火入れ申請ばせんばたいね。
そいはうけつくっばってん、燃やしてよかよては言わんよてことたいね。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

.....

議 長
事務局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
整理番号3番です。
譲渡人は 塩吹の ○○ ○○ 様、
譲受人は 塩吹の ○○ ○○ 様です。
所在地は、大字馬場下 丸尾平 ○○○○番 外1筆、地目は2筆とも畑、
面積は合計で203㎡です。
農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場及び宅地拡張です。
事由は、駐車場が不足しており自宅に隣接している申請地を駐車場として、また○○番は昭和55年に宅地の一部として転用してしまっており宅地拡張として転用したい ということです。
○○番については始末書が添付されています。
東は畑、西は宅地・畑、南は畑、北は宅地・道路 です。
売買価格は、反当たり1,477,833円、
全体で300,000円です。
図面は32から33ページ、写真はスクリーンをご覧ください。
以上です。

議 長
地域担当

前田 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。
場所は塩吹きバス停より上って行ったところのちょっと高段になっていますけども、今、写真に見られる通りですね、そこを駐車場にしたいということで、1mぐらい下の所まで駐車場にしたいということで、向こうの方が高いところがありますのでいつあいが、溝を作ってくださいということで、崖の手前にU字溝をはめて、水の流れを家の方の排水に流すと言われました。別に、今建っている自宅の方がですね、宅地になっとなったということで、始末書がついております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
班 長

峰 委員、班長としての報告をお願いします。
ここはですね、家がみえととばってん、あのあたりも畑のままだったそうですね、ちょっといたても区域のわからんやったですもんね。もう、建つとけんが変えんばしょうがなかことやっけんですね。埋めたてんしゃっていうことでしたもんね。水利は、特に問題ないと思ひます。

議 長
委 員
議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]
無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番

については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長
事務局

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

整理番号4番です。

譲渡人は 唐津市の ○○ ○○ 様、

譲受人は 長崎県大村市の ○○ ○○ 様です。

所在地は、大字下宿 ^{とどろきばる} 轟原 ○○○○番 地目は田、

面積は、617㎡。

農地区分は第3種農地、用途目的は店舗敷地です。

事由は、現在大村市に居住していますが、以前より嬉野の豆腐が好きで、多くの人に豆腐を生かした料理を提供する店を嬉野市で始めたいと思い、申請地を店舗敷地として転用したい ということです。

東は雑種地・宅地、西は道路、南は田・宅地、北は田 です。

売買価格は、反当たり15,124,797円、

全体で9,332,000円です。

図面は34ページから35ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議 長
地域担当

山口 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

場所は34線に面した場所で、手作り○○○○の反対側になります。排水関係は国道側に流すことができないために裏の方にパイプをつないで轟川の方の水路に流すということでした。また、隣の方の敷地を利用するために、隣の方の了解を得てらっしゃるということです。どうかよろしくをお願いします。

議 長
地域担当

坂本 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

現地はさっき山口委員が言われたように○○○○の第一駐車場の隣とっていただければよろしいと思います。この場所はですね、都市計画区域の場所でありまして、なおかつ用途地域で第二種住居指定もあります。それから、先ほど説明がありましたように、農地についてはすでに第3種農地ということでございます。排水の話もありましたけれども、私のところに来られた時に排水が問題になるなと思って、国道の方にはダメということでもありますので、裏の方に雑種地がございましてけれども、雑種地があつて公園用地ということそのあとがまた河川となっております。隣の家は、雑種地をとおつて公園敷地をとおつて河川に行くとなっておりますので、当然このとおりに排水がなろうと。で、その件については、建設課の方とも十分協議をしているようでございます。その結果、雑種地のありますので、もうすでに売買も買収の手続きも済んでいるようで、それと現地に行きました時に、用地の排水路をですね12cmの側溝をするようになっておりましたので、その場で24cmに変更するように指示をいたしました。それで問題はないかとで、今映っている農地については、承諾は取れております。で、こちらの

農地についてはまだもう少し10日ほどしてから承諾がしますということで、受けられるでしょうということで今保留になっております。というのは、当時の農地の耕作云々ではなく、これは南側ののうちでありますけども、過去に人間関係で少しもめておられますので、農地の耕作うんぬんでは問題は発生しないと思いますので、それは後日取れば問題ないということで判断をいたしております。以上です。

議長

峰 委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

坂本委員が言われましたので、特にありません。ただ、言われたように上は田んぼはですね、形状がへんてこですからここを真っすぐしたいということで、これをちょうどどっちも同じぐらい、真っすぐしたいということですので、特に問題はないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

ここは、南側であっても承諾書は取らんでもよかとかにや

地域担当・班長

高めますけど、ちょっと離して高めるということですね。

高めても、承諾書は取らねばとじゃなかと取っていただくのが今までの慣例としては当たり前でしょうけれども、100の条件ではないと認識しておりますので、委員会の判断で出せるものではないかと思いますが 決定はだせるかと思いますが。

事務局

県の提出書類としては、承諾書は任意となっております。総会の議案としては必須としております。県への提出がなくても申請は通ります。委員会の意見として排水に問題があれば、ここで意見を付けるようになります。何故取れなかったのかという理由書をつけてもらってます。私たちは本当はこれいらないんですけど、なぜ承諾が取れなかったのかということだけは残しとこうかな思って現時点では付けてるんですけど、10日後にはもらいに行くので必ず提出すると言われております。10日ぐらいたっておじさんたちに話をするのでそれから来てくださいと言われてたそうです。

委員

承諾書がとれてから許可するとこい

事務局

委員会は承諾が取れてない状態で

議長

そいけんね。今のような曖昧にしとくぎさ、この件はよかにしても承諾書はいらんで建物をたてるっよと、必須じゃないよということを表に出しすぎるとね、私も県の会議の時に言うたよ、農業会議の事務局長がそんなことをいうたけん、そんなこと言ったら農業委員会の転用許可で何ねて いうわけですよ、そいけんが今ちょっと坂本さんからあったけど、これは承諾書がとれるまで、結局、県に副審するまではね承諾書を間に合わせるということをしんと、

いかなのかなと私は思います。農業委員会の意見として

委員
委員
委員
議長

そいは、たてまえやっけんね

いくら南側で影がささんて言うてもさ、

条件は、隣接の許可がなかぎいかんて、そいはたてまえやっけん

法律の立て付けはこうなってるて言うても、結局もっと隣接のトラブルが起こさないようにそう言う隣地とのあれをするわけやっけんね。それは、結局、法律がどうであれ 法律の一番民法上での向上平等ていうごと表面上はいらんてなっつても、それは取ってもらふべきだと思います。

委員

そういうこともありまして、会長がおっしゃる通り懸念はあります。そういうこともありましたので、私を買われる方の代理人からですね、聞きましたところ、進達までには間に合いませんけれども、10日ほど待てば取れる、承諾してもらいますという 感触が強い といいますのもですね、この形状がおかしいと、これを話し合って真っ直ぐなすという計画もあるそうです。で、今、家が見えてるところまでですね、まだ所有者もものですが、承諾を得られない方のものですが、そういう計画もあって、真向に反対するとですね自分が反対する雰囲気になるという点もございますし、田の方もですね、耕作に直接影響があつて承諾書が取れないということがあれば大問題ですけど、農業委員会としてはあれなんですけども、そういうのは一切抜きで人間関係で取れないということと、最初はですね、反対側の方が承諾すればしますからと話はしてあつたんですけど、こちらの方が親戚の人に相談されたら過去の話が持ち上がつてですね、そういうことで、農業委員会が判断する農地への影響とかですね、排水とか、そういうの関係とはちょっと外れているなということですね、後で取ればいいんじゃないかという判断ですね、そういう状況もわかつておりましたので、私は判断しました。

議長
委員

親戚の方というのは、直接この田の所有者ではないということですよ。

はい

議長
委員

極端に言うぎ地権者が承諾すればいいということやろもん。

条件を付けて許可を出すことはでけん。

事務局
議長

農業委員会の意見として県に送るしかなかです。申請が出ている以上は

これを受けて、条件付きということで、承諾書が添付後申請するていうふうにするのか

事務局

これは、スムーズに県に送らんばけんですね。農業委員会が出た意見を意見書として県についていくことになります。

委員

あくまでも県に進達せんばいあかんだけのことやっけんが、嬉野市農業委員会で許可を出されんけんね、その辺がおかしゅうはあつとやんもんね。今言われたようにどこじゃいは隣接する承諾をもらわんばいかんていいながらさ、ぴしゃつとした、県に進達する書類にはいらんよというところに納得のいかんところなのでてくとやんもん

委員 してしもうてからさ、〇〇の住宅地のでくっつき、話はしとらんやっただていろいろあったやんね。そういうことのあるけん、だいでんえっしやしよっとやんもんね。2～3年前あったやんねん

事務局 結局、承諾しとらしたもんね あの方は

議長 承諾を取るて言うことは、日照権の問題であり、水利の問題であり、排水の問題であり、農地に対する影響を及ぼす恐れがある避けさせていただく田んなかの横に高っかビルでも建ててもらったら、作物も育たんでそういう懸念があるけん隣接の承諾があり地元生産長、区長の承諾を取って、トラブルがないように進めてくださいて言うことやっけんね。いろいろ意見が出てますけど、承諾というのを、今、坂本委員さんがいうごと 近々に取れんと

事務局 一週間から10日後に来てくださいて言われたらしく、向こうからまた、連絡しますと言われたそうです。話した後、昔の恨みつらみがありまして。

議長 おじさんて言うのは、直接所有者ではないでしょうが。耕作者としてはその土地、耕作者の承諾ということで、もらうことはでくやるもん。

事務局 おじさんに、話したけんが簡単に取れんごとならしたとではなかでしようか。自分は反対はしてません、はっきり言われてますので。

議長 そこんたいば、坂本委員さんですよ、説明して、あんたん土地やっけん、あんたの気持ちで承諾してくださいていうことで、取れんと

委員 それは 私はそこまでは そいは言うてもよかですよ。私もよく知っている人ですので、話はしてみます。嬉野地区での区画整理で反対のための不承諾というのは何度かありました。そういう場合は、やっぱり、厳しいですけど理由書をですね農業委員会で判断して、後は県におまかせではないですけども、承諾のないままですね、ただし、宅地がですね建つ計画できない、そのために用意してある土地なんだということと、きれいな農地に対してでもですねほとんど影響がないと農業委員会が判断したのみですけどもですね。隣接者に、話をしてみます。

議長 そういふことで、みなさんご承認いただけますか。

委員 隣接の承諾の出してから、来月にかけて言うことはでけんとですか。

事務局 法律上ですね、申請がでて、任意の書類が揃わなくても進達はしなくてはいけません。それは、きまりなんで。保留て言うことはできないんですよ。農業委員会がそういう意見を付けてだすしかないです。後は、県が農業委員会が何で判断しなかったのかは、県が現地を見に来られます。不承認で出されたらですね。確認には来られます。農地に影響があるかどうかは確認に来られます。許可を発行されるかどうかは県しだいていうことになります。

委員 県に提出するとはいつ頃提出すると

事務局 明日の逡送で出します。

委員 不服申し立てとか何とかあるとやろ

議長 明日の逡送にてばってんが、承諾書の話ばすって言いよったいね。その2～3

日来週の月曜日とか待てんと言うこと。

事務局 申請書は送らなばです。

委員 1～2日遅れて県に提出することはいかんと。

事務局 追加書類としては行けます。後日追加書類が行きますということで、むこうは待たれると思います。意見書を不承認にされるかどうかのところにかかってくるので、そこはちょっと、会議の判断で作成しようかなと思いますけど。

議長 そいけんが今いろいろ話が出ているように、承諾書をいらんよって言うことには農業委員会の立場としても承認できんやろう。保留にでもできんかという話もでとるとやっけん、その意見書をきっちりつけて、進達するてせんぎいかんやろうね。あまりにもあいまいになって、委員さんたちが辞めた時あら承諾書もいらんやったよて言うようなことが触れ回ってき、そういうことは、ありゆることやっけん。

事務局 取れなかった理由書は必ず付けてもらってます。これは、必ずいただいているものです。なぜ、承諾が取れなかったのか、さいさん行かわれたような内容にはなっていますけど、

委員 県に進達するにあたっては、嬉野市農業委員会の農業委員さん達の議決が必要なわけ。

事務局 意見書ば付けんばけんですね。農業委員会総会で決まった議案を全ぶそこにつけて会議の内容で出た分を一緒に送ることになります。

議長 こういうふう申請が出た以上送らなばいかんもんねてやっぎさ、申請段階で保留しとかじにあ。承諾書ももらってくださいて、隣接者とトラブルを避けるための、法律上必修じゃなかかかもしれんばってん、嬉野市の農業委員会としてはそういう懸念がある場合は保留してますと。ととのうてから来月申請をしてくださいて。事務局の構え方としてよ

事務局 任意の書類となっていると県から指導を受けてはいるんですけど、そこは、もううちの判断で保留にしていく形をとっていくということ

委員 そいは、申請のときたいね。

議長 申請の時

事務局 一応、県からはですね、嬉野市から取ってもらえんやったていう話が、苦情が向こうに行くわけです。任意の書類に法的にはなっている。なぜ、嬉野市さんは、そうされるんですかて、電話をいただいたことがあってですね、県からはそのように指導を受けています。

議長 農業会議で言ったと、専務がね法律的にはいらんもんねて、別件の転用ですよいうたもんけん、私が言うたとさ、いらんもんねて言うことはおかしゅうなかねて、法律上はトラブルを避けたり、みなさんの利益を守るために法律があったりするのに、それは法律上の立て付けとしてはいらんかもしれんけど、そういうトラブルを避けたりいろんなことするために付けていうふうなことやっけんが、大見得きっていらんもんねて言わないでくださいて私言いました。

事務局 所が言わねえですよ。嬉野市は必須の種類になってます。

議長 県が言うたけん。そういうふうにするたて言うように、そういうのがあのう転用申請とか対して、県の許可で言うのには、県自体が必須書類じゃなかぎいらんもんねと、いうふうな発言をされたらさ、ちょっと混乱するわけ、それぞれ市町の農業委員会としても、県がいらんて言うのに、個人がそういうふうにするたてで県に嬉野市はなしそぎゃん承諾書ばもとむっじゃるか。

委員 なんかあったときはさ、県は知らんふいしてよかばってんさ、嬉野市地元の農業委員会は知らんふりでけんと言もんね。そのための安全パイとして今さっき言われるような形で、必須じゃなくても取りたいていう気持ちはあるもんね。

議長 トラブルを避けることを我々委員会としては前面に出して、対応ばしていかんぎさ。今後、事務取扱として、そういうことが出てきたときは、承諾書が揃うとらんぎ受け付けたていうふうな考え方をしてもらわんと。揃ってから正式に申請をしてくださいと。

事務局 過去にも承諾なしで不承認で出したのは結局県が現地に向いて許可が出ました。県の考えがそれを必須条件にしてもらわないと嬉野市は指導を受けることになると思います。そこを変えてもらわないと

議長 指導をうけても

委員 じゃあ、農業委員会て何かにやあて考えのあつとですよ。前もいうたごとあつばってがですよ、そいぎ、4条、5条はなんも申請せんぎよかたい。真っすぐ県に進達しないて

委員 保留にしとってさ、早めに出たら許可を出しますよて、保留付き賛成てしてよくなかと。

委員 書類が出た以上は速やかに進達せんぎいかんと

事務局 今、ここで持っとくわけにはいかんです。一回は送らんばいかんです。

委員 今後は、そういうことじゃなくして、承諾書をもろうてから受付をしてもらおうと意見はありはすったいね。農業委員会て何かにや。農業委員は3条いっちょ、4条、5条は県に進達すっだけ なあも審議せんてよかたいてなんもんね。

議長 極端に言うぎ、そぎゃんなつわけたいね。

委員 申請のでたとばただ、進達すっだけていうないば、わざわざここで、審議せんてよかもん。

委員 その分、農業委員会、農業委員の責任も重いということでしょうけれども、ここで一部反対する隣接者のことだけを考えますけど、申請したもののことも考えんばいかんとじゃなかでしようか。

議長 そしていっちょわからんとは、所有者であつておじさんお反対して承諾書ばさだれんて、そこんたいがいっちょんわからんたいね。関係なかつて言うぎ関係なかつたいね。

委員 それは隣接者のですね、待たせるための話かなと思いますけれども。はじめは、かたいっぽの〇〇さんて言う人がすぐにでもするような話だったんですよ。そ

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書36ページ、整理番号1番です。

申請人は 南志田の ○○ ○○ 様

所在地は、大字久間 平ヶ倉 ○○○○番 外5筆、

地目はすべて畑、 面積の合計は9, 291㎡。

用途目的は、原野です。

事由は、以前はみかん畑として耕作しておりましたが、平成2年頃の減反後からはそのまま原野化し、現在の状態に至っております。農地への復元も不可能であり非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されております。東は山林・畑、西は山林、南は畑、北は山林 です。

図面は38ページから39ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

中島 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

ここはですね見てもらえるように、平成2年以前はですねみかんを作ったところなんですけれども、その後みかんの減反によって、そのままになっていたと、当時はですね、植林したいとことでありましたが、9反以上ありますので、断念してそのままになっていたと、この大きな檜か杉の木はですね、みかんの防風林として植えてて大きくなってきたと、後に行けば小さな木がですね植わっているところですね仕方ないかなと思ってよろしく審議をお願いします。

議長

峰 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

地域担当・班長

中島委員から言われた通りで、30年もたってますので防風林が防風林じゃなくて林のようになってますので特に問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「無し。」と呼ぶ者あり。〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第6号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

.....

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 兵庫県神戸市の ○○ ○○ 様

所在地は、大字下宿 五本松 ○○○○番、

地目は畑、 面積は192㎡。用途目的は、駐車場です。

事由は、昭和27年7月頃に駐車場として整備する際に転用申請すべきであったところを、認識不足によりそのまま転用してしまいました。今後も駐車場と

して利用するため非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されております。

東・西は学校用地、南は宅地、北は学校用地 です。

図面は40ページから41ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長
地域担当

團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

ここは〇〇〇〇の前の自宅の裏の先に言いますと一括して売れたそうです。不動産屋にですね。それで駐車場がある先の方に農地があるみたいで、これが一筆になっているみたなので、駐車場なみにここも非農地にしてもらいたいということで申請を出されたわけですけど、ここの今耕作してある人は、〇〇〇〇さん親戚の方が耕作されておりますけど、そいがもう高齢化でもあり、〇〇も売れましたので、もう作りきらんとということで、連絡を受けました。ですから、ここのこの農地を非農地にしてもらいたいということですよ。空き家バンクには該当しなかったということですね。非農地にしてもらった方が、一括して売ってはおんしやっと思うです。そういうことですからよろしくをお願いします。

議長
地域担当・班長

峰 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

團委員さんがいいんさった通りですけど、ここを今時点で非農地と認められんですよ。これがちょっとそのままほっといてやぼくらになるないば非農地でしようけど、團さんそこはもう耕作やめんさっと

委員

連絡は受けました。今までは、管理するという目的でですね、荒れるとみたんなかけんですよ、〇〇の前やっけんですよ、耕作してあったららしかです。

地域担当・班長

ちょっとその点は会長さんに一任したいと

議長

坂本委員事前審査委員として。

委員

團委員さんが説明がありましたけれども、非常に厳しい状況でして、だいぶんその時の各委員さんはどうしたものかと。私としましてはですね、狭いところでもあるし、3種農地で農振地外ですけども厳しいなとは思いますが、非農地にはやっぱり、現状としてそのまましとけばそのままなってしまうということですので、きちんと流れの型としては、5条申請あたりを、農地として残すと言えば県はだめだということになるろうかと思いますが、できれば、分筆したりせずにですね5条申請で丸ごと 家でしょ、庭にすると、ここは駐車場として使う、そして総合的な計画をするということで、5条申請に変えていただければ、どうかなと思いました。私はそういう意見です。

議長

今のような團委員さん地元委員としてしかたなか認めてくいとあれですけど、峰委員は現状ではむつかしかとじゃなかかというふうな意見がございます。そういったことで、この件についてほかに誰か

委員

今のこっちですか、畑ですか

事務局

全部です。一筆です。

委員

上ないばとうぜんばってん、手前ないばおかしかろう。

議 長 のこつとつとこが広かもんね
委員 農地に残してもですね。
委員 事務局の方に聞きたいですけども。この非農地としてはどういった見解で。例えば雑種地に地目をですよ、20年間以上宅地で課税されていたとかなんとか。

事務局 確かに、そっち側は課税は20年たっていました。
委員 向こうはよかろうもん
事務局 向こうとこっちは分けてありました。
委員 そりゃあ、そぎゃんでしょね
委員 課税は畑ですよ
委員 家庭菜園でしょんさったとですけど、
委員 非農地でせんばとかにゃあ
事務局 相談を受けたとき5条でもっていこうとしたら、県がおろさんやったとですよ。5条は。畑と分筆して綺麗に分けてくださいというのが第一回目の県の回答で、次は駐車場及び庭一部物干しと家庭菜園という形で今送ってはいるんですけど、ちょっと返事の間では難しいと言われました。なぜかと言えば、不動産会社が譲受人になるからということです。これが、住まれる方が転用するのであれば許可は簡単に降りると思うんですけど。〇〇〇〇が購入してここも〇〇〇〇が購入という、まだ借り手が見つからない段階での転用は明確ではないと言われました。

委員 不動産の入つととね
事務局 不動産会社の未確定の転用は許されない状態であると
議長 結局不動産会社としては、農地のままで取得できんもん 非農地で雑種地にしたと。ただ、農業委員会としては、そぎゃんわけにはいかんやろうしね。
5分休憩します
再開します。
いろいろ意見が出ていますが、その現地調査の結果について事務局何か説明することはないですか。

事務局 県に聞いたら5条では通らないということでありました。再度県に確認しました。

議長 それでは、いろいろ意見がでてますけど、非農地証明を認める認めないになると思いますが、関連して再度ご意見はございますか。

委員 やっぱい、畑を作っているのに非農地とするのは、ちょっとおかしかごたつです。特に不動産が入っているということであるならですね。ほかの目からみてもなしここは非農地となるかと思しますのでそのへんは慎重に考えた方がいいんじゃないかと私は思います。

議長 西田委員なんか
委員 世間体が。今、言われた通りですよ。

議長 そしたらまとめますけど、農業委員会の総意として、非農地としては認められないということで、保留 外の条件が変わってくればその時再度提出ということで、申請者には認められないという連絡をするということでもいいですか。

委員 「はい。」

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号3番です。

申請人は 埼玉県春日部市の ○○ ○○ 様

所在地は、大字下宿 三本松 ○○○○番、

地目は畑、 面積は137㎡。用途目的は、駐車場です。

事由は、昭和57年3月頃に駐車場として整備する際に転用申請すべきであったところを、認識不足によりそのまま転用してしまいました。登記地目を変更するため非農地証明をお願いしたいということで、始末書も添付されております。

東は宅地、西・南・北は道路 です。

図面は42ページから43ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長 團 委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当 ここは駐車場にうってつけの問題ないと思います。

議長 峰 委員、班長としての説明、意見、報告をお願いします。

地域担当・班長 私としても問題ないと思います。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 ここの土地は課税上宅地

事務局 課税は宅地です

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

議案第6号 非農地証明願について 整理番号3番については、原案のとおり非農地証明することに決定しました。

議長 次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書37ページ、整理番号4番です。

申請人は 下吉田の ○○ ○○ 様

所在地は、大字下宿 鷹ノ巣 ○○○○番、

